



ホクネット通信

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体
特定非営利活動法人

■発行者: 松久 三四彦 ■編集者: 大嶋 明子

ecxia に差止請求訴訟

ホワイトニング契約の不当条項

ホクネットは6月25日、歯のセルフホワイトニング事業を行う ecxia 株式会社（本社・東京都渋谷区）の役務提供契約に、消費者契約法に抵触する不当な条項があるとして、札幌地方裁判所に当該条項の使用中止を求める差止請求訴訟を提起しました。

同社に対しては、昨年9月10日付で申入書を送付し、契約条項の使用中止を求めましたが、期限までに回答がなく、同11月17日付の催告に対しても回答がありませんでした。このため、今年6月1日付で消費者契約法41条1項に基づく事前差止請求書を送付したうえで提訴しました。ホクネットによる差止請求訴訟は6件目です。

ホクネット活動にご協力ください

会員加入のご案内

▼詳しくはホクネットHPへ

ホクネット 会員加入

		年会費(1口)	評決権の有無
個人	正会員	2,000円	○
	協力会員	1,000円	×
団体	正会員	10,000円	○
	賛助会員	10,000円	×

この号の主な内容

- ecxia に差止請求訴訟
- ホクネット事務所が移転、8月3日から新住所
- 通常総会開催／松久理事長を再任
- 総会記念シンポが好評
- ジェイクレディに申入れ

ホクネット事務所が移転します

*** 7月30日、31日業務休止、8月3日再開します**

ホクネットの事務所が7月30日、下記の通り移転します。現在入居するビルの老朽化のためです。移転作業のため、30日～8月2日は電話、ファクス、ご来所等の対応など業務を休止します。ご不便をおかけしますが、どうぞご了承ください。8月3日（月）から新事務所業務を開始します。電話、ファクス、メールアドレス、ホームページのURLは変わりません。引き続きよろしくお願い致します。

■ホクネットの新所在地

〒060-0002

札幌市中央区北2条西13丁目1-10

札幌第一会計ビル 3階

■移転に伴う業務休止 7月30日(木)、31日(金)

※8月1日(土)、2日(日)は通常の休業日です

■移転後の業務開始 8月3日(月)

※電話、ファクス、アドレスなど 移転後も変更ありません

電話 011-221-5884

ファクス 011-221-5887

メール info.hokkaido@hocnet1222.jp

ホームページ <https://e-hocnet.info/>

2026年度通常総会で役員に選任された方々。新理事17人中11人が当日会場参加しました



即決営業訴訟などに力、情報発信強化へ

* 通常総会・理事会 松久理事長を再任

2026年度のホクネット通常総会が6月13日、札幌市内で開催され、25年度事業報告と活動計算報告、26年度事業計画と予算などすべての議案が承認されました。また任期満了に伴う役員改選が行われ、理事17人（再任14人、新任3人）、監事2人が承認されました。総会後の理事会で松久三四彦理事長（代表理事）、道尻豊副理事長（同）、原琢磨専務理事が選任されました。

議事に先立ち松久理事長が、「昨年度は8月に特定適格消費者団体として初の共通義務確認訴訟を札幌地方裁判所に提訴した。これに勝訴すると2段階目の手続に入ります。すでに多くの被害者から事前登録をいただいている。これからの消費者保護活動に一層の気概をもって取り組みたい」と、あいさつしました。

続いて、堀井奈津子消費者庁長官のメッセージが披露されました。メッセージでは、ホクネットが提起した共通義務確認訴訟に触れ「多くの消費者の救済につながることを期待している」「消費者団体訴訟制度の円滑な運用と一層の充実のため、さまざまな施策を推進したい」と、連携と後押しを考えを示しました。

25年度事業報告では、株式会社即決営業（本店・大阪市）に対して札幌地裁に、ホクネットとして初めて共通義務確認訴訟を提起したことが報告されました。即決営業はネット広告から営業スキル向上をうたう無料または格安のオンラインコンサルティング講座に勧誘し、高額な情報教材の契約をさせているにもかかわらず、「クーリング・オフはできない」と告げています。契約書面にも記載はなく、消費者からの申し出に対してもクーリング・オフを拒否しました。今回の訴訟は、クーリング・オフを通知した消費者が支払った代金の返還義務を確認するものです。

また、消費者庁の委託事業「差止請求に係る新分野・手法等検証事業」として、「食品表示法」「専門人材育成」の2つの分野で検証を行ったこ

豆知識 消費者トラブル相談窓口

北海道道立消費生活センター
050-7505-0999
(平日 9:00~16:30)

札幌市消費者センター
011-728-2121
(平日 9:00~19:00)

全国消費生活相談員協会
北海道事務所
011-612-7518
(土曜 13:00~16:00)

●事業者への連絡は行いません

地域の相談窓口がわからない時は

▶ 消費者ホットライン
188(いやや)
●お住まいの地域の消費者センター窓口につながります。

振り込み詐欺・ヤミ金被害などの相談は

北海道警察本部相談センター
#9110(プッシュ回線)
011-241-9110(ダイヤル)
(年中無休・24時間受付)

(2ページから続く)

と、7年目となる若年者向けセミナーで初めて中学生への講座を実施したことなどが報告されました。

26年度事業計画では 即決営業に対する共通義務確認訴訟の進展に合わせて適切な情報提供に努めるためにも、ホームページによる情報発信の強化を掲げました。さらに検討委員会の体制強化、地方自治体との連携強化、長年の課題でもある財政基盤・組織体制の強化などを示しました。

役員改選の承認後、新任理事が抱負を述べました。新任理事は次の通り。

▽榎田恵治氏（北海道労働者福祉協議会事務局次長）▽平山栄嗣氏（北海道消費者協会専務理事）▽山田光洋氏（札幌弁護士会）

デジタル契約の実態と課題 考え深める

* 総会記念シンポで3氏が講演、提言

トークセッションで意見を交わす登壇者



6月13日のホクネット通常総会と併せて、記念公開シンポジウム「デジタル時代の消費者保護を考える～ネット取引トラブルおよび解約料の実態と今後の見通し～」が開催されました。消費者庁取引対策課の遠藤幹夫氏が基調講演、消費者支援機構関西常任理事の二之宮義人氏が講演を行いました。その後のトークセッションも含めて、デジタル契約をキーワードに消費者保護の法制度の見直しや被害の実態などについて考えを深めました。

豆知識

消費者団体訴訟

●差止請求訴訟

不特定で多数の消費者に対して不当な勧誘や契約条項、表示などの不当な行為をやめるよう、事業者に求めます

▶ 適格消費者団体が消費者に代わって行います

●被害回復訴訟

多数の消費者に共通して生じた財産的被害について、集団的な被害の回復を求めます

▶ 特定適格消費者団体が消費者に代わって裁判手続行います

ホクネットはどちらの訴訟も行うことができる団体です。

シンポジウムにはオンライン参加も含めて例年を大きく上回る約70人が参加。関心の高さをうかがわせました。

遠藤氏は「デジタル取引をめぐる消費者トラブルの現状と検討会の論点」題して基調講演。2026年1月にスタートした「デジタル取引・特定商取引法と検討会」の論議から、トラブルの実態と検討会での論点を解説しました。「デジタル化の進展でインターネット通販市場は10年で2倍以上になり、トラブルも大幅に増加。特にSNSや定期購入関連の相談が多い。しかし現行法ではネット上の勧誘は強い規制がない」と遠藤課長。これを踏まえて、検討会の方向性として「大多数の健全な取引の利便性を確保しつつ、悪質な業者に焦点を当て、特商法での対応強化を図ること」を示しました。検討会は6月までに6回を重ね、「トラブルへの即応が要求される現状を踏まえ、法整備の一方で行政指導など日常的なアプローチの積極活用も一つの手法ではないか」という視点も披露しました。

二之宮氏は「その解約料は納得できるか？」をテーマに、現在委員を務める「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法

(4ページに続く)

(3ページから続く)

検討会」での論議の一端を紹介しました。解約料をめぐるトラブルが減らない原因として、二之宮氏は「現行法では、解約料が不当かどうかの立証は消費者が行わなければならない、裁判での立証は困難。解約料の金額自体はそれほど高額でない、裁判まで至らない」と分析します。消費者契約法検討会ワーキンググループでは「立証責任を消費者でなく、事業者に負わせる」などの改正案が出ており、案それぞれの問題点を解説しました。

トークセッション「デジタル取引の現場に何が起きているのか」には遠藤氏、二之宮氏に加えて道立消費生活センター主幹の田原太志氏の3氏が登壇。ホクネットの町村泰貴理事がコーディネーターを務めました。

田原氏は「北海道も通販トラブルが圧倒的に多い。定期購入に多い後払い決済は法規制がない。副業トラブルは若年者で深刻で、特に消費者金融で当日決済させて借金をさせる手口は金融機関のチェックのすきを突かれている。省庁横断での対策が必要だ」と報告しました。遠藤氏は「ネット取引のプラットフォームへの対策は講じているところだ。決済手段の問題も議論している」と話し、二之宮氏が「詐欺的悪質商法については、行政が取り締まるべきもの。デジタル取引は法で対応しようとする時間がかりすぎる。法改正が不要の指針で対応すれば、スピード感が出る」と提起しました。このほか、ダークパターンの具体例と対策、現場の作業量増への懸念などで意見が交わされました。

終了後、参加者からは「課題のあるデジタル取引に関する見直しの現状を知ることができた」「法改正の検討点について、最新の情報を得ることができた」など、内容について高い評価をいただきました。また消費者・事業者・行政など立場を超えた協力関係の必要性を認識したとの声もありました。

家賃保証のジェイクレディに申入れ

ホクネットは、家賃保証会社のジェイクレディ株式会社（札幌市）に対し、賃貸借保証委託契約及び保証基本契約書に消費者契約法に抵触する不当な条項があるとして、当該条項の使用中止または修正を求める申入書（6月24日付）を送付しました。

SP サービスなどとの協議終了

ホクネットは、事業停止した家庭教師役務提供の関連商品である教材の販売に関し、個別信用購入あっせん契約を行っている株式会社SPサービス（札幌市）に対し、消費者に過大な負担を求めているとして、返金を求

●情報をお寄せください

☎011-221-5884

(平日 10:00~16:00)

※ホクネットのホームページの「トラブル情報の提供」フォームもご利用ください

ホクネット



「購入契約を解約したが、返金してもらえない」「悪質商法かもしれない」など、消費者被害に関する情報をお寄せください。情報を精査して問題ある企業には是正を申し入れるなど対応します。※個別の助言は行っていません。

申入書等はホクネットのホームページに掲載しています

(5ページに続く)

(4ページから続く)

めて協議してきましたが、同社が当法人の主張に沿った対応を行う意思がないと考えられるため、今回の協議は終了し、消費者からの情報提供等に基づき必要に応じて改めて申入れ等を行う旨を表明する連絡書（6月24日付）を送付しました。

また、株式会社ジャパンコンチネンタルコーポレーション（北見市）の「愛犬トリミングスクール」の規約に消費者契約法に抵触する不当な条項があるとして、当該条項の使用中止または修正を求めた申入れについて、事業者から回答がないものの、被害事例はそれほど多くないとみられることから、今回の協議を終了しました。今後も同社の活動を注視し、必要に応じて申入れ等を行います。

寄付のお願い

ホクネットの活動は
みなさまの寄付に
支えられています

▼詳しくはホクネットHPへ

ホクネット 寄付

●ホクネットの活動は会費、寄付金、事業収入などで賄われています。消費者被害の防止、被害者救済などの取り組み充実のために、広くご支援をお願いします。

●寄付金については税制上の優遇措置が受けられます

このほか、除排雪事業者の株式会社T・Nサービス（札幌市）と合同会社SKC（同）に対し、2025年から26年にかけて、消費者との契約通りに除排雪サービスが履行されなかったとして、消費者から受け取った不当利得額の返還などを求める申入書（6月2日付）を送付しましたが、T・Nサービスは破産手続開始が確認され、SKCへの申入書は宛て所不明で返送されたため、ともに協議を終了しました。

編集後記

70代の知人宅に、最近「ゆうパックのお届け物を郵便局で預かっています」という自動音声の電話がかかって来たそうです▼間違いなく詐欺の手口ですが、大事な宅配便を待っていたので、つい相手の指示どおりの番号を押してしまいました。…結局、操作に不慣れで手間取っているうちに通話が切れたとか▼「数日して宅配はちゃんと届いたから、やっぱりあれは詐欺だったんだなあ」と振り返る知人。そうですよ、危ないところでしたよ。聞いていた友人一同、ほっとしました▼かと思えば、「あなたのメールアドレス情報が流出したからパスワードを変更しろ、とメールで言って来たけど、いつもの詐欺メールだと思って放っておいた」という人。ところがこちらは本当の流出被害で、対応が必要でした▼ああ、まぎらわしい。とにかく、怪しい電話やメールにはすぐ返答せず、信頼できる問い合わせ先を自分で探して確認しましょう。（渡辺）

108,170 円

2026年4月1日－6月30日

みなさまからの寄付

ご協力ありがとうございます。
ホクネットへの寄付金は、税額
控除の対象となります。



消費者支援ネット北海道(ホクネット)

内閣総理大臣認定適格消費者団体・特定適格消費者団体 特定非営利活動法人

〒060-0004 札幌市中央区北4条西12丁目1-55 ほくろうビル3階

電話番号: 011-221-5884

FAX 番号: 011-221-5887

電子メール: info_hokkaido@hocnet1222.jp